

家庭向け有料音楽放送サービス約款

平成 28 年 5 月 20 日版



家庭向け有料音楽放送サービス約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社 USEN(以下「当社」といいます。)は、家庭向け有料音楽放送サービス約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより本サービス(第3条に定義します。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款(別紙 料金表を含みます。)を改定することがあります。この場合において加入者は、変更後の約款(別紙 料金表を含みます。)の適用を受けるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 本サービス	当社が有線または無線の電気通信設備により提供する、当社と有料放送契約を締結した者が受信できる家庭向け有料音楽放送サービスおよびそれに付帯するサービスの総称
② 本コース	受信できる番組の組み合わせ、数、及び利用料等が異なる当社が定める本サービスのコースの総称
③ SOUND PLANET	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
④ SOUND PLANET-i	有料放送契約とは別契約の有線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
⑤ USEN440	同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
⑥ music AirBee!	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
⑦ SOUND PLANET-i HOME MIX	有料放送契約とは別契約の有線電気通信設備により提供する、本サービスの名称の一つ
⑧ データ放送	本サービスの番組内容をデジタルデータで放送する本サービスの付帯サービスの一つ
⑨ 有料放送契約	本サービスの提供を受けるために、本約款に同意のうえ、当社に申込み、当社が承諾することで成立する契約
⑩ 加入者	当社と有料放送契約を締結した者
⑪ 加入申込者	当社に有料放送契約の申込みをする者

⑫ 加入申込書	当社に有料放送契約の申込みをする時に当社所定の情報を通知するために用いる書面（ファクシミリ、電子メール、及びweb画面への入力等の電子的手段によるものを含む）
⑬ 加入申込	加入申込者が加入申込書にて有料放送契約の締結意思を表示する行為
⑭ 契約内容確認書	加入申込者に対して、契約内容を明らかにした書面の交付
⑮ 受信装置	当社が加入者に貸与する本サービス専用受信機（付属品を含む）
⑯ 本放送用設備	当社が本サービスを提供するために使用する機械、器具、及びその他の設備（受信装置、及び音響機器等を除く）
⑰ 音響機器等	加入者が本サービスを受信するために自ら所有し、設置するアンプ、スピーカー、及びその配線等
⑱ バンド	本サービス放送番組の集まりの総称

第2章 契約

（業務の一部委託）

第4条 当社は、本サービスを提供するにあたり、有料放送契約の申込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、及びその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

（契約の単位）

第5条 加入申込者は、受信装置ごとに加入申込をするものとします。ただし、1台の受信装置を使用して本サービスを2世帯以上が聴取する場合には、世帯ごとに契約を締結する必要があります。

2 本約款に規定する世帯とは、住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。

（契約の成立）

第6条 加入申込者は、有料放送契約の申込みにあたり、加入申込者氏名、加入申込者住所、利用開始希望日、料金の支払方法、及びその他当社所定事項を加入申込書に記入または入力の上、前二条に従い加入申込みを行うものとします。

2 本サービスの有料放送契約は、加入申込者が前項に従って加入申込をし、当社がその内容を確認、加入申込の承諾をした上で、当社が加入申込者に契約内容確認書を交付し、加入申込者が受領した日（以下「契約日」といいます）をもって成立するものとします。

3 当社は、加入申込者が次の各号に掲げる場合、加入申込を承諾しないことがあります。

① 加入申込者が本約款および有料放送契約に基づいて支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあると認められる理由があると当社が判断したとき

- ② 加入申込者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると当社が判断したとき
 - ③ 加入申込者が有料放送契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - ④ 本サービスを法令に反する目的で使用するおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑤ 本条第1項の申込みに際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき
 - ⑥ 本サービスの提供が困難と当社が判断したとき
 - ⑦ 加入申込者がこれまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠った、またはその他当社に損害を与えた事実が判明したとき
 - ⑧ その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
- 4 当社は、前項の規定により本サービスの加入申込みを承諾しない場合、その加入申込者に対し、当社所定の方法によりその旨の通知をします。
- 5 有料放送契約に本約款と抵触する定めをした場合は、有料放送契約の定めを当該加入者に対し、適用するものとします。

(契約内容等の変更)

- 第7条 加入者は、前条第1項で記入または入力した加入申込書の内容等、有料放送契約に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届け出るものとします。
- 2 当社は、加入者から前項に定める届出があった場合、その届出に前条第2項から第4項までの規定を準用します。
- 3 本サービスの契約内容等の変更の取り扱いについて、別紙 料金表に特段の規定がある場合は、その規定を適用します。
- 4 当社は、加入者が本条第1項の届出を怠ったことにより生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(初期契約の解除)

- 第8条 加入者は、第6条第2項の契約内容確認書を受領した日から起算して8日間の期間内に、契約解除を行う旨の書面（はがきで可）を発することにより、契約解除を行うことができます。
- 2 有料放送契約の初期解除は、前項に定める通知をしたときにその効力が生じるものとします。
- 3 当社は、加入者が本条第1項の規定に基づき、有料放送契約の初期契約の解除をされた場合、その加入者が既に支払った利用料を払い戻します。

(契約の有効期間)

- 第9条 有料放送契約の有効期間は、第11条第2項に定める利用開始日から2年後の月末日をもって効力を失するものとします。但し、効力の失する日の1ヶ月前までに加入者または当社から当社所定の方法で更新拒絶の意思表示がない限り、有料放送契約は、更に2年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。
- 2 前項に基づく有料放送契約の有効期間内において、本サービスの提供を受けるに十分な状況下であるにかかわらず、第12条または第15条により本サービス

を利用できない期間がある場合、その期間に相当する月数分は、その有効期間に加算し、延長されるものとします。

第3章 本サービスの提供及び受信

(本サービスの提供)

第10条 当社は、有料放送契約の有効期間中本サービスを1日24時間、週7日、加入者に提供します。ただし、本放送用設備の不具合、メンテナンス、及びその他のやむを得ない事情がある場合、当社は、本サービスの提供を休止します。

2 本サービスの受信に必要な電源、及び電気料金、並びに音響機器等に係る費用は、加入者の負担とします。

(受信装置の設置及び維持管理等)

第11条 当社は、受信装置を加入申込書に記載された加入者住所宛てに利用開始希望日に当社が指定する者により配送するものとします。

2 当社は、当社が指定する者が加入者住所へ受信装置の配送を完了した日を本サービスの利用開始日とし、加入者は、その利用開始日から本サービスの提供を受けられるものとします。

3 加入者は、受信装置が配送された後、自らの責任と費用にて受信装置及び音響機器等を設置し、その後の維持管理に努めるものとします。

4 当社は、加入者が実施した受信装置及び音響機器等の工事に起因する障害、事故、及び第三者との紛争等に対し、一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの障害)

第12条 加入者は、本サービスを正常に受信できない等障害が発生した場合、音響機器等に故障または不具合がないことを確認した上で、その旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の通知があった場合、直ちに障害の原因を調査するものとします。

3 当社は、前項に基づく調査の結果、受信装置もしくは本放送用設備に修理または交換が必要と認めた場合、当社所定の方法によりその受信装置もしくは本放送用設備の修理または交換をするものとします。なお、この場合、加入者は、次の各号を予め承諾するものとします

① 障害の解消に受信装置の交換が必要となった場合、交換後の受信装置は、交換前と同じ仕様の別の受信装置、または同等の機能を有する仕様の異なる受信装置となる場合があります。

② 受信装置または本放送用設備の故障の原因が加入者の責任によるものと当社により確認できた場合（音響機器等の不具合が原因であった場合を含みます。）、その調査、及び障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当及び交通費等を含みます。）並びに故障した受信装置もしくは本放送用設備の修理及び交換に係る費用を、当社の請求に従いお支払いいただきます。

第4章 料金

(料金及び支払)

- 第13条 加入者は、当社が別紙 料金表に規定する初期費用、及び利用料を当社に支払うものとします。
- 2 当社は、加入者が支払わなければならない初期費用、利用料、及びその他費用を、加入申込み時に加入申込者に通知するものとします。
 - 3 当社は、支払われた初期費用、及び利用料、及びその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、払い戻しません。
 - 4 加入者は、各種手続きの実施を申請する場合、別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。
 - 5 加入者は、第2条に定めに従い本約款が改定され、利用料の改定が行なわれた場合、既に支払った利用料（以下「前払い利用料」といいます。）と改定された利用料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、加入者からの特段の申出がない限り、前払い利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いに充当されます。
 - 6 加入者からの申出により、本サービス種類、及び本コースを変更した場合の前払い利用料と変更後の利用料との過不足についても、前項と同様の扱いとします。

(延滞利息)

- 第14条 加入者が支払うべき初期費用、利用料、及びその他の有料放送契約に基づく金銭債務に関し、当社が定める支払期日を1ヶ月超えてもその加入者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、加入者に対し請求できるものと、加入者はその請求に従いそれを支払うものとします。

(一時提供休止)

- 第15条 加入者は、本サービスを次の各号に従い、一時提供休止開始月の初日から一時提供休止終了（提供再開）月の前月末日まで一時提供休止することができます。
- ① 当社所定の方法で一時提供休止を希望する通知をすること
 - ② 前号に定める通知が、その休止を開始する月の前月初日までにされていること
 - ③ 第①号に定める一時提供休止の開始日が、いずれかの月の初日であること
 - ④ 第①号に定める一時休止期間が月単位であること
 - ⑤ 前号に定める一時休止期間が6ヶ月未満であり、かつその期間を定めていること
 - ⑥ 別紙 料金表に定める一時提供休止手数料を支払うこと
- 2 加入者は、本サービスの一時提供休止を終了し、本サービスの提供再開を希望するか、当初の一時提供休止期間の更なる一時提供休止期間の延長を希望する場合、当社所定の方法で当社に一時提供休止終了（提供再開）月を通知するものとします。

- 3 当社は、一時提供休止を開始した月分から一時提供休止を終了した月の前月分までの利用料を加入者に請求しないものとします。
- 4 当社は、前項に定める利用料を請求しない期間に相当する前払い利用料がある場合、その加入者から別段の申出がない限り、その前払い利用料を次回以降の利用料の支払いに充当します。
- 5 当社は、加入者が本条第1項及び第2項に違反した場合、もしくは初めの一時提供休止月を起算とした12ヶ月間に累積して一時提供休止期間が6ヶ月を超過した場合、違反した事が判明した時点、もしくはその累積期間が6ヶ月を超過した日をもって、次の各号のと通りの対応をすることとします。
 - ① 受信装置の移動を伴わない場合、本サービスの提供を再開し、本サービスを再開した月分から利用料を請求します。
 - ② 受信装置の移動を伴い、かつ本サービスを正常に受信できないと当社が判断した場合、その有料放送契約を解除し、その旨その加入者に通知します。
 - ③ 受信装置の移動を伴い、かつその加入者が本サービスを正常に受信できると当社が判断した場合、本サービスの提供を再開し、その加入者に本サービスを再開した月分から利用料を請求します。
- 6 加入者は、一時提供休止期間中も受信装置を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、その期間中に滅失・紛失・盗難等が生じた場合、第19条の定め適用を受けるものとします。

第5章 契約の解除等

(加入者が行う契約の解除等)

- 第16条 加入者は、有料放送契約の解除を希望する場合、解除を希望する日が属する月の前月初日までに、当社所定の方法により当社に通知しなければなりません。
- 2 前項の場合において、加入者は当社が別紙 料金表に定める手数料及び違約金を支払わなければなりません。
 - 3 加入者は、前払い利用料の余剰がある状態で、本条第1項に基づく有料放送契約の解除を行う場合、その余剰は、前項に基づく支払いと相殺され、残金の清算をすることになります。なお、その清算において自らが受取る結果になった場合で、かつ、他に本サービスを契約している場合は、その受取る金員はそれらの契約に係る利用料等の支払いに充当されます。
 - 4 当社は、前項に基づき清算、充当された後の残金を速やかに加入者に払い戻します。

(当社が行う契約の解除等)

- 第17条 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合、及びその他本約款に違反した場合、相当の期間を定めた催告の上、その加入者に対する本サービスの提供を終了し、有料放送契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、当社が別紙 料金表に定める手数料及び違約金を支払うものとし、当社は、その加入者の前払い利用料を払い戻しません。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの事由により加入者への本サービスの提供が不可能となった場合、またはそのおそれが生じた場合、その旨をその加入者へ当社所定の方法により通知し、その加入者との有料放送契約を終了するものとします。
 - ① 本放送用設備に回復不能の損害が生じたとき
 - ② 本放送用設備の撤去を行うとき
 - ③ その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能となったとき
 - ④ 当社が本サービスを廃止したとき
- 3 前項の定めに基づき、有料放送契約が終了した場合、当社はその加入者に対し、返金手数料を請求することなく、前払い利用料を払い戻すものとします。
- 4 本条第1項または前項に基づき当社が有料放送契約を解除した者が、再び本サービスの提供を希望した場合、その者は、有料放送契約を解除された原因を除去した上で、第6条の定めに従い、当社との有料放送契約を再度締結することを必要とします。

(受信装置の返却等)

第18条 加入者は、有料放送契約が解除され、または終了した場合、直ちに自ら受信装置撤去、梱包の上、当社所定の方法により、当社に返却するものとします。

(受信装置の滅失・紛失・盗難等)

- 第19条 受信装置の滅失・紛失・盗難等により当社から貸与された受信装置の返却が不可能となった場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。
- 2 加入者が、前項に定める費用を支払った後に受信装置が返却可能となった場合においても、当社は、既に受領した手数料の払い戻しを行わないものとします。
 - 3 第1項にかかわらず、加入者から代品の請求があるときは、当社は加入者に対し代品を提供し、サービスの提供を継続するものとします。

(債権の譲渡)

- 第20条 当社は、利用料及びその他加入者に対し当社が保有する債権の全部、または一部を、第三者に譲渡することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合、あらかじめ当社所定の方法によりその加入者に対して通知します。

第6章 禁止事項等

(禁止事項等)

- 第21条 加入者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。
- ① 本約款および有料放送契約に規定する方法によらないで、本サービスの提供を不正に受け、または受けようとする行為
 - ② 受信装置または本放送用設備の転貸、譲渡、売却、及び質入等の行為

- ③ 受信装置を分解し、または受信装置に変更を加える行為
- ④ 有料放送契約に定める加入者住所から受信装置を移動する行為
- ⑤ 契約者が属する世帯以外の世帯で本サービスを受信する行為
- ⑥ 受信可能な本サービス、本コース、またはバンドを不正に変更する行為
- ⑦ 本サービスに係る著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為
- ⑧ 本サービスを個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用（以下「私的使用」といいます。）以外で使用する行為
- ⑨ 法、法令、および公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑩ 本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑪ 他の加入者に障害を生じる、またはそのおそれのある行為

（免責事項）

第22条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- ① 天災、事変、及び降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- ② 当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- ③ 他の加入者の行為に起因する本サービスの障害
- ④ 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- ⑤ 本サービスの放送番組内容を加入者への事前通告なく変更すること

第7章 権利関係

（権利の譲渡）

第23条 加入者は、有料放送契約上の権利、義務、及びその他有料放送契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。

（契約上の地位の承継）

第24条 加入者の有料放送契約上の地位は、相続による場合、かつ承継を受ける日以前に生じた債権債務の一切を含める限りにおいて第三者が承継することができるものとします。

- 2 前項に基づき契約上の地位の承継を受けた者は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実、及び当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません
- 3 当社は、前項の通知があったときには、第6条第3項の規定を準用し、その通知による地位の承継を承諾しない場合があります。

第8章 個人情報の保護

(個人情報の取扱)

第25条 当社は、保有する加入者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの加入者の個人情報について以下の目的で利用します。

- ① 加入者への本サービスの提供
- ② 加入者の管理
- ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- ④ 受信装置等の梱包、発送業務
- ⑤ 料金の請求に関する業務
- ⑥ 加入者からの問合せへの対応業務
- ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
- ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 加入者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、及び属性
料金の決済を行うため	氏名、ユーザー名、料金	電子データ	カード決済代行業者、金融機関

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

(本人確認と代理人による請求)

第26条 当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

(苦情処理)

第27条 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

第9章 その他

(反社会的勢力に対する表明保証)

第28条 加入申込者は、有料放送契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 加入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく有料放送契約を解除することができるものとします。

- ① 反社会的勢力に属していること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ③ 反社会的勢力を利用していること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項各号のいずれかに該当した加入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

(合意管轄裁判所)

第29条 加入者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上 全29条

別紙 料金表

1. 通則

① 利用料の日割計算

当社は、利用料の日割計算を行いません。加入者は、利用開始日の属する月の翌月1日から本サービスの提供を終了した日の属する月の末日までの利用料を当社に支払うものとしします。

② 消費税及び地方消費税の加算

本契約の規定による利用料その他債務の支払いを要するものとされている額は、特段の定めのない限り、料金表に定める額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

③ 端数処理

当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

2. 本サービス及び本コース

本サービスには、その種類ごとに下表のとおりコースがあります。また、データ放送は本サービスの種類によって、受信できないものがあります。

本サービス名	本コース名	データ放送	コース内容
SOUND PLANET	ALL MIX	受信可能	全バンドが受信可能
	DUAL MIX	受信可能	2のバンドが受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	1のバンドが受信可能
SOUND PLANET-i	ALL MIX	受信可能	全バンドが受信可能
	DUAL MIX	受信可能	2のバンドが受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	1のバンドが受信可能
USEN440	440CH	受信不可	全バンドが受信可能
	80CH	受信不可	2のバンドが受信可能
	40CH	受信不可	1のバンドが受信可能
music AirBee!	—	受信可能	この本サービス向けの番組
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	受信可能	この本サービス向けの番組

※本サービス名及び本コース名等の数字は、受信できる番組の数を表すものではありません。

3. 初期費用

本サービスにおける初期費用は、下表のとおり基本加入料とします。

本サービス名	本コース名	単位	基本加入料
SOUND PLANET	本コースに拠らず	1回	30,000円
SOUND PLANET-i	本コースに拠らず	1回	30,000円
USEN440	本コースに拠らず	1回	30,000円

music AirBee!	—	1回	12,000円
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	1回	12,000円

4. 利用料

① 支払期間別の利用料

本サービスの利用料は、毎月支払う「月払」、1年分を一括して支払う「年一括」の各支払期間によって下表のとおり金額が異なります。

本サービス名	本コース名	支払期間	
		月払	年一括払
SOUND PLANET	ALL MIX	6,000円	68,400円
	DUAL MIX	5,000円	57,000円
	SINGLE MIX	4,500円	51,300円
SOUND PLANET-i	ALL MIX	6,000円	68,400円
	DUAL MIX	5,000円	57,000円
	SINGLE MIX	4,500円	51,300円
USEN440	440CH	6,000円	68,400円
	80CH	5,000円	57,000円
	40CH	4,500円	51,300円
music AirBee!	—	3,800円	45,600円
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	3,800円	45,600円

② 視覚障害者が加入者の場合の利用料

視覚障害のある加入者が加入者の有料放送契約は、下表のとおり利用料を適用します。ただし、この場合支払期間は、「月払」に限るものとします。

本サービス名	本コース名	月払	条件
全ての本サービス及び 全ての本コース		3,000円	6級以上の視覚障害者手帳取得者であること。 支払期間は、月払いとすること。

③ 2台以上の受信装置の利用料

加入者が1の加入者住所に2台以上の受信装置の設置を希望した場合、当社はその提供条件を別途加入者に通知するものとし、加入者は、その条件で2台以上の受信装置による有料放送契約を締結することができます。

5. 利用料支払方法

加入者は、下表の本サービス、および支払期間に応じたいずれかの支払方法を選択の上、支払いをすることができます。

本サービス名	月払の場合	年一括払の場合
SOUND PLANET	クレジットカード、口座振替 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
SOUND PLANET-i	クレジットカード、口座振替	クレジットカード、口座振替

	口座振込	口座振込
USEN440	クレジットカード、口座振替 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
music AirBee!	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
SOUND PLANET-i HOME MIX	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込

(注記)

- (1) 「クレジットカード」とは、加入者が指定する「クレジットカード」による支払いを指します。ただし、当社が扱うことのできない「クレジットカード」を除きます。
- (2) 「口座振替」とは、加入者が指定する金融機関口座からの「口座振替」による支払いを指します。なお、口座振替によるお支払を選択され、口座振替手続き完了までにお支払いが発生する場合は、当社が別途定める日までに口座振込にてお支払いいただきます。
- (3) 「口座振込」とは、当社が指定する金融機関口座への「振込」による支払いを指します。
- (4) 支払方法として「口座振替」「口座振込」を選択された場合の支払に係る手数料は、下表のとおり加入者が負担するものとします。なお、当該手数料は、請求時に合算されております。

支払方法	手数料	単位	備考
口座振替	100 円	1 回の 支払毎	—
口座振込	200 円	1 回の 支払毎	口座振替手続きが完了するまでの口座振込による支払も含む。

6. 各種手続の手数料

① 手数料の種類

加入者は、次の手数料を支払うことにより各種手続の実施を当社に請求することができます。

項目	手数料	単位	適用
契約内容変更手数料	500 円	1 回	有料放送契約の内容を変更する時にかかる手数料
一時提供休止手数料	500 円	1 回	本サービスを一時提供休止する時にかかる手数料
承継手数料	1,000 円	1 回	相続等により有料放送契約を承継する時にかかる手数料
返金手数料	実費	1 回	利用料等を当社から払い戻し受ける時にかかる手数料
解約事務手数料	3,000 円	1 回	利用開始日から23ヶ月以内の解除時にかかる手数料
受信装置紛失手数料	30,000 円	1 回	受信装置を返却できない、または滅失、紛失、もしくは盗難等した時にかかる

			手数料
--	--	--	-----

② 手数料支払方法

返金手数料以外の手数は、本別紙 5. 利用料支払方法に定める「クレジットカード」「口座振替」「口座振込」のいずれかの方法でのみ支払うことができます。返金手数料の支払方法は、本別紙 7. 利用料の払い戻しに定めるとおりとします。

7. 利用料の払い戻し

なんらかの事由により加入者が当社に支払った利用料を払い戻す場合、当社は次の各号の定めに従い、払い戻します。

① 加入者が月払いで既に支払った利用料

月払い利用料は、その暦日の半分以上の日数、本サービスを提供しなかった場合に限り、月払い利用料から返金手数料を差し引いた額を払い戻します。

② 加入者が年払いで既に支払った利用料

年払い利用料は、当該年払い利用料の月払い相当額に本サービスを既に利用した月数に当該年払い利用料の月払い相当額を乗じた額、及び返金手数料を差し引いた残額を払い戻します。ただし、1に満たない月数は、前号の定めを準用するものとします。

③ 利用料の払い戻し方法

利用料の払い戻しは、加入者による特段の事由がない限り原則加入者が指定する金融機関口座への振込みによるものとします。

④ 返金手数料額

返金手数料は、払い戻しに係る手数料実費とし、その額は、加入者の指定する金融機関によって変わるものとします。

8. 違約金

本サービスには、下表のとおり違約金があります。なお、違約金は、消費税法の不課税取引です。

項目	違約金	単位	適用
解約違約金	10,000 円	1 回	利用開始日から6ヶ月以内に加入者が有料放送契約を解除した場合

(注記)

- (1) 違約金の支払方法として、「口座振替」「口座振込」を選択された場合に加入者が負担する支払に係る手数料は、本別紙5. 利用料支払方法 注記(4)に定めるとおりとします。

9. 特定の本サービスにかかる特約

1) SOUND PLANET-i HOME MIX にかかる特約

SOUND PLANET-i HOME MIX の加入申込者は、自らの費用と責任において次の各号に定める事項を本サービス提供期間中、維持するものとします。

- ①東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）が提供するBフレッツ、もし

くはフレッツ 光ネクスト、または西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が提供するBフレッツ、フレッツ・光プレミアム、もしくはフレッツ 光ネクスト、光コラボレーション事業者が提供するアクセス回線サービスを受信装置設置場所で利用できる状態とすること

②前号においてNTT 西日本のBフレッツを利用する場合、当該サービスのオプションサービス「フレッツ・v6 アプリ」を受信装置設置場所で利用できる状態とすること

2) SOUND PLANET-i HOME MIX にかかる取得情報の取扱い

SOUND PLANET-i HOME MIX の加入申込者は、フレッツ光お客様番号等の当該サービスを提供するために必要な情報を当社からNTT 東日本及びNTT 西日本に通知することを承諾するものとします。

3) USEN 光バリューパックの適用にかかる特約

①USEN 光バリューパックとは、加入者が次に記載する条件のすべてを充足した場合、適用がなされます。ただし、当該適用がなされた場合、加入者は、当該適用の期間中、第4章 第15条に定める本サービスの一時提供休止の適用を受けることはできません。

- ・本サービス（月払）の利用。
- ・当社指定の電気通信サービス「USEN 光（にねん割）」の利用。

②USEN 光バリューパックは、前号の条件すべてを充足した場合、月額1,000円を還元します。

③USEN 光バリューパックの適用は、①に定める条件のいずれかの利用が無くなった場合、適用外となります。なお、当社は、USEN 光バリューパックが適用となった場合に限り、加入者にこれを書面にて通知します。

10. 経過措置

① 2008年1月16日以前に当社委託先が取り次いだ有料放送契約

2008年1月16日以前に当社委託先が取り次いだ有料放送契約は、利用料およびその支払い方法を下表のとおりとします。なお、この場合の支払期間は、「月払」のみです。

本サービス名	本コース名	クレジットカード または口座振替の場合	口座振込 または訪問集金の場合
SOUND PLANET または USEN440	ALL MIX	5,500円	6,000円
	DUAL MIX	4,500円	5,000円
	SINGLE MIX	4,000円	4,500円

② 契約日が2012年3月31日以前の有料放送契約

契約日が2012年3月31日以前の有料放送契約の場合、下表に定める本サービスに限り利用開始日から23ヶ月以内の解除時にかかる解約事務手数料を無料とします。

本サービス名	項目	手数料	適用
SOUND PLANET-i または SOUND PLANET-i HOME MIX	解約事務手数料	無料	契約日が2012年3月31日 以前の場合

③ 契約日が2012年8月31日以前の有料放送契約

契約日が2012年8月31日以前の有料放送契約で、半年分を一括して支払う「半年一括払」1年分を一括して支払う「年一括払」の各支払期間別の利用料の適用を受けている加入者の利用料は下表のとおりとします。なお、「半年一括払」および「年一括払」の契約更新時に「月払」に支払期間を変更した場合、以後本経過措置は適用されないものとします。

本サービス名	本コース名	支払期間		
		月払	半年一括払	年一括払
SOUND PLANET	ALL MIX	6,000円	34,200円	64,800円
	DUAL MIX	5,000円	28,500円	54,000円
	SINGLE MIX	4,500円	25,650円	48,600円
SOUND PLANET-i	ALL MIX	6,000円	34,200円	64,800円
	DUAL MIX	5,000円	28,500円	54,000円
	SINGLE MIX	4,500円	25,650円	48,600円
USEN440	440CH	6,000円	34,200円	64,800円
	80CH	5,000円	28,500円	54,000円
	40CH	4,500円	25,650円	48,600円
music AirBee!	—	3,800円	22,800円	45,600円
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	3,800円	22,800円	45,600円

④ 契約日が2013年2月28日以前の有料放送契約

契約日が2013年2月28日以前の有料放送契約において、利用料支払方法として「口座振込」または「口座振替」を選択されている場合の支払いに係る手数料は下表のとおりとします。なお、支払方法を変更した場合、以後の経過措置は適用されないものとします。

利用料支払方法	手数料	単位	備考
口座振替	無料	—	—
口座振込	無料	—	—

⑤ 契約日が2013年3月1日から2015年1月31日までの有料放送契約

契約日が2013年3月1日から2015年1月31日までの有料放送契約において、利用料支払方法として「口座振込」または「口座振替」を選択されている場合の支払いに係る手数料は下表のとおりとします。なお、支払方法を変更した場合、以後の経過措置は適用されないものとします。

利用料支払い方法	手数料	単位	備考
口座振替	100円	1回の支払毎	—
口座振込	100円	1回の支払毎	口座振替手続きが完了するまでの口座振込による支払いも含む。

以上

附則

平成24年4月1日施行

本約款は、平成24年4月1日から実施します。

平成24年9月1日変更

本約款は、平成24年9月1日から実施します。

平成25年3月1日変更

本約款は、平成25年3月1日から実施します。

平成25年11月27日変更

本約款は、平成25年11月27日から実施します。

平成27年2月1日変更

本約款は、平成27年2月1日から実施します。

平成27年6月1日変更

本約款は、平成27年6月1日から実施します。

平成28年5月20日変更

本約款は、平成28年5月20日から実施します。

以上